

○秦野市の同意基準

- 1. 市外の指定地域密着型サービス事業所等を利用することが困難な状況にあること、もしくはできないこと。
- 2. 市内の指定地域密着型サービス事業所等の定員等に空きがあること。
- 3. 市内の指定地域密着型サービス事業所等をすでに利用している本市以外の被保険者の割合が定員等の2割以内であること。
- 4. 利用を希望する方の住民登録が、隣接市町にあること。
- 5. 災害又は虐待の恐れ等、やむを得ない理由により、緊急的に住民票を移さず、本市に居住する必要があること。
- 6. その他、1から5と同程度以上の理由が認められること。

○他市町村の同意基準

他市町村の担当課へご確認ください。